

西秋川衛生組合告示第6号

平成29・30年度建設工事等競争入札参加資格審査申込みの受付について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成29・30年度において、西秋川衛生組合が発注する工事の請負、設計、測量及び地質調査等の競争入札に参加を希望する者の資格審査の受付時期等について定めたので、同施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により告示する。

平成28年12月1日

西秋川衛生組合 管理者 澤井 敏和

記

平成29・30年度において西秋川衛生組合が発注する
建設工事等競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成29・30年度において、西秋川衛生組合が発注する工事の請負、設計、測量及び地質調査の競争入札に参加する者に必要な資格等について次のように定めた。

第1 競争入札に参加することができない者

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）
- 2 次の各号の一に該当する者は、その事実があつた後2年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- 3 平成28年10月1日以降に創業（個人）又は設立（法人）した者は、競争入札に参加することができない。
- 4 平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に到来した営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）現在、別表2に掲げる建設業許可を必要とする業種について、次のいずれかに該当する者は、当該業種の競争入札に参加することができない。
- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受けていない者。
 - (2) 同法第27条の23の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事が行なう平成27年10月1日から平成28年9月30日までに迎えた営業年度の終了の日を審査基準とする経営事項審査（以下「経審」という。）を受けていない者。
- 5 平成28年12月1日現在、次の表の左欄に掲げる業種について、当該右欄に該当する者は、当該業種の競争入札に参加することができない。

建築設計	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていない者
測量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
鉄骨プレハブ	工場を保有していない者
石綿処理	石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に定める石綿作業主任者（特定化学物質等作業主任者（平成18年3月31日までに取得した者を含む。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していない者

6 次の表の中欄及び右欄に掲げる業種の組み合わせについては、同時に競争入札参加資格を得ることができない。

1	建築工事 コンクリートプレハブ 鉄骨プレハブ	電気工事 給排水衛生工事 空調工事 ひき家・解体 一般塗装
2	一般土木工事 建築工事 電気工事 給排水衛生工事 空調工事	建築設計 土木設計 設備設計 測量 地質調査

7 共同企業体は、当該共同企業体の構成員が、あらかじめ競争入札に参加を希望する業種について、競争入札に参加する者の資格審査（以下「競争入札参加資格審査」という。）の申請をしていないときは、競争入札に参加することができない。

第2 競争入札に参加する者の資格及び審査基準

工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約についての競争入札に参加する者の資格は、個々の申請者が申請した各業種ごとに審査を行うものとする。

第3 第2に定める資格は、特別の理由がある場合を除き、次に掲げる者には与えない。

- 1 申込業種に対応する別表2に掲げる建設業の種類について、経審を申請した者のうち、審査の結果総合数値が得られないもの。
- 2 平成28年10月31日において、営業年数が引き続き1年以上経過していない者。
- 3 平成28年11月1日前2年以内において、発行した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者。

第4 申請の時期及び方法

工事の請負契約、設計、測量及び地質調査契約の競争入札に参加することを希望する者は、競争入札参加資格審査申込書（西秋川衛生組合独自様式）を平成29年1月16日から平成29年1月31日までの間、郵送にて提出しなければならない。

第5 審査申込みに必要な添付書類

- 1 審査申込みには、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 登記簿謄本（個人で商号を用いる場合にあつては、商号登記簿謄本とする。）
 - (2) 印鑑証明書

- (3) 使用印鑑届（入札、契約、支払金の請求及び受領等を実印以外の印鑑を使用する場合のみ必要とする。）
 - (4) 委任状（入札、契約、支払金の請求及び受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）
 - (5) 基本カード
 - (6) 業態カード
 - (7) 平成29・30年度受付票
 - (8) 納税証明書の写し（法人にあっては基準日の直前1年の営業年度に係る法人税及び法人事業税の納税証明書、消費税及び地方消費税は未納税額のない納税証明書。個人にあっては平成27年1月から12月の所得に係る所得税及び個人事業税の納税証明書。消費税及び地方消費税は未納税額のない納税証明書とする。ただし、法人税法第68条の適用を受けたため、法人税の納税実績のない場合には、その確定申告書及び別表の控えでよい。）
 - (9) 許可又は登録証明書の写し（建設業、建築士事務所、測量業者等の許可又は登録に当たり当該官公庁の発行する証明書とする。）
 - (10) 経審の結果通知書の写し（ただし、この結果通知書が受付日に間に合わない場合は、経審の申請書、工事種類別完成工事高表その他の審査項目(社会性等)表及び経営状況分析終了通知書(当該官公庁及び関係機関が発行したもの又は受付印を押印したもの)の写しを提出し、後日郵送にて受付番号を明記のうえ、結果通知書を提出すること。）
- 2 申込書を提出する際、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
- (1) 身分証明書（区市町村長の発行するもの。個人で営業している者のみ必要とする。）
 - (2) ISO認証取得の登録証の写し及び付属書の写し（申込現在、契約する営業所で認証取得している者。）
 - (3) 建設業許可申請書（別表を含む）の控え（国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けるに当たり、提出した申請書の控えで、当該官公庁が受付印を押印したもの。）
 - (4) 指定工事店証又は指定給水装置工事事業者証（東京都又は東京都の市町村から指定水道工事店又は指定下水道工事店の指定を受けている者が給排水衛生工事について申込みをする場合のみ必要とする。）
 - (5) 完成工事契約書の写し（業態カード⑥で記入した件名についての契約のうち主なもの。）
 - (6) 財務諸表（対象営業年度（決算時期を変更した場合には、直前2年）の決算に関するもの。ただし、個人である場合においては、貸借対照表及び損益計算書に限る。）
 - (7) 現況報告書の控え（建設コンサルタント又は地質調査業者の登録をした者が国土交通大臣に毎年提出する現況報告書の控えで対象年のもの。）
 - (8) 石綿作業主任者又は特定化学物質等作業主任者技能講習修了書の写し及び当該作

業主任者を雇用していることを証する書類の写し（申込業種の石綿処理を希望する者のみ必要とする。）

- (9) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会修了証の写し及び当該管理責任者を雇用していることを証する書類の写し(申込業種の石綿処理を希望する者のみ必要とする。)
- (10) 雇用保険の保険料の納付書・領収証書又は雇用保険料納付済証明書（経審の結果通知書の写しを提出した者を除く。）
- (11) 健康保険及び厚生年金保険の納入告知書・領収書（経審の結果通知書の写しを提出した者を除く。）
- (12) 中小企業退職金共済制度への加入証明書（加入している者）又は建設業退職金共済事業の加入・履行証明書（加入している者）又は退職一時金制度について記載のある労働協約及び就業規則（経審の結果通知書の写しを提出した者を除く。）
- (13) 厚生年金基金加入通知書（証明書）又は適格退職年金契約書（経審の結果通知書の写しを提出した者を除く。）
- (14) 法定外労働災害補償についての保険加入証（経審の結果通知書の写しを提出した者を除く。）
- (15) 労働保険の印紙保険料納付状況報告書又は同保険料納付計器使用状況報告書の控（加入している者。当該官公庁が受付印を押印したもの。）
- (16) 健康保険の印紙受払等報告書の控（加入している者。当該官公庁が受付印を押印したもの。）
- (17) 平成27・28年度受付票の写し（平成27・28年度の申込書を提出した者。）

第6 受付票の発行

第4に定めるところにより申込書を提出し、受理された者の受付票に、受付印を押印する。

第7 資格を有する期間

資格を有すると認める期間は平成29年4月1日から適用し、平成31年3月31日までとする。

第8 資格の取消し

資格を有する期間内に次の各号の一に該当した者は、競争入札の参加資格を取り消すものとする。

- (1) 第1の1又は第1の2に該当することとなったとき。
- (2) 第2に定める資格を有する者が、第7の資格を有すると認める期間内に申込業種に対応する別表1の中欄に掲げる建設業の種類について、特別の理由がある場合を除き建設業法第3条第3項の許可の更新を受けないとき。
- (3) 発行した手形若しくは小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されたとき。
- (4) 申込書及び添付書類等に、虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第9 その他

申込書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（別に指定する様式）により、速やかにその旨を届出なければならない。

- (1) 組織
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者又は代理人
- (4) 所在地（代理人の所在地を含む）
- (5) 印鑑（実印、使用印又は代理人印）
- (6) 資本金
- (7) 電話番号
- (8) その他（許認可・営業担当者等）